令和6年分 年末調整についてのお知らせ

年末調整がよくわかるページ (令和6年分)

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末 調整時に必要な各種様式など、 国税庁が提供している年末調 整に関する情報はこのページ から入手・閲覧できます。

【お知らせ】

源泉徴収義務者の

「年末調整計算シート」(Excel)をご利用の税額計算を効率的に行うことができます。 定額減税の制度の詳細については、「定額減税 特設サイト」をご覧ください。

> 源泉徴収義務者 (給与の支払者)の方へ

> > <u>給与所得者</u> (従業員) の方へ

年末調整手続の電子化

チャットボットに相談する

※ 令和6年分の各種情報については 令和6年10月頃に掲載します。 年末調整に役立つ情報は国税庁の こちらのページへ! 年末調整における定額減税に関する 情報もあわせてチェック!

年末調整がよくわかる





源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など 年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や 「記載に当たってのポイント」など、給与所 得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整でお困りのときにご利用ください。

※公開期間は令和6年10月頃から令和 7年1月下旬までの予定です。



詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様 式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ 令和7年1月10日(金)

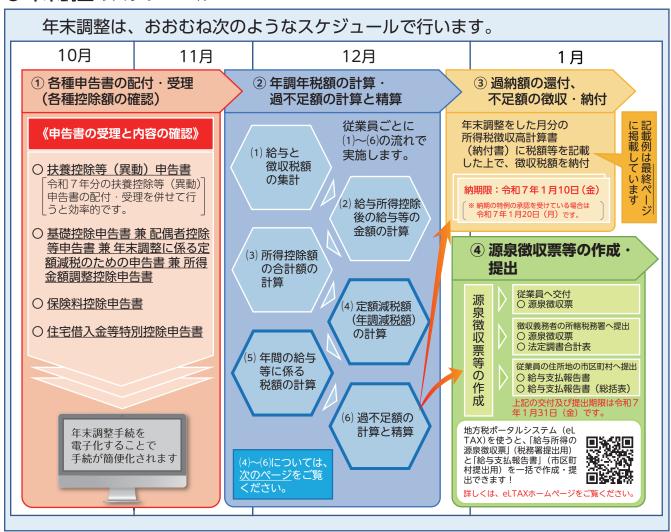
◎年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限(納期の特例の適用がある場合)

→ 令和7年1月20日(月)

◎給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

→ 令和7年1月31日(金)

◎ 年末調整のスケジュール



◎ 年末調整手続における参考情報

次の様式等は こちらに掲載 しています。

年末調整計算シート(令和6年用)













A【年末調整計算シート】

年末調整計算シート(Excel) は、従業員の方の給与の総額や 控除対象扶養親族の人数などの 必要な項目を入力することで、 その従業員の方の税額を自動で 計算することができ、効率的に 年末調整を行うことができます。

なお、控除対象扶養親族の人 数などの入力は、従業員の方か ら提出を受けた「給与所得者の 扶養控除等申告書」などの申告 書を基に行いますが、年末調整 計算シートには、それらの入力 のしかたや、専門用語の意味を 説明するシートを設けています。

年末調整計算シート(令和6年用)は 定額減税額の計算に対応しています

こちらの年末調整計算シートの ②(1)~(6)は、上記「② 年調年税 額の計算・過不足額の計算と精 算」の番号を示しています。

							_						_		
ŧ.		区分		人数以)	区分				人数	(w)	控除額(円)	
	控除対象技権親族の人数			(A)				同居特別障害者の特別障害者の特別障害者の				Ð			
П	²⁵ 特定扶養親族の人数 ®							同居特別障害者の人			G				
Ē	** 同居老親等の人数 ©							寡婦の該当		5	8				
	35 同居老親等以外の 0			+				ひとり親の該当		f f	0	-			
ŀ	老人扶養親族の人数					_									
	一般の혈害者の人数								助労学生	の該当		0			
	区分						金額(円)				投籍(円)				
ł	給料·手当等					(f)				(3)	(3)				
ı	<u>賞与等</u>				4	9	٧.	1	6						
l	21				7	•	1	/ ₀	(8)				0		
I	給与所得控除後の給与等の金額				9	9	V	0	В	f得:	0 SEE 153 O	多控除	の適用の有無		
ı	所得金額調整控除額				(0)	<u>_</u>	/\ •	- / ₀	_ [1		
I	総与所得控除後の総与等の金額(調整控除後)					TO TO			0						
ı	社会保施料等	会保 <u>給与等からの控除分</u> 料等 申告による社会保険料の控除分					(0)				配偶者の合計所得金額 (円)				
ı	単合による任芸体検科の性所分 中告による小規模企業共済等掛金の控除分					00				-					
ł	生命保険料の控除額					8 (2)(2)					旧長期損害保険料支払額				
ı	地震保険料の控除額					(6)	4	٨.)	1		(1100 W. C	円)	
l	配偶者(特別)控除額					0				020	①のうち小規模企業共済等掛金の金額				
ı	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額					(8)			0			(円)	
ı	基礎控除額				8				03	①のうち国民年金保険料等の金額 (円)					
ł	所得控除額の合計額 差引課税給与所得金額及び第出所得税額					(2) (2)		_	0	20	_	(0	
ł	を対象性和ラガ特面很及び非国ガ特代級 (特定増改签等)住宅借入金						20 00 to	-	0	23	-			U	
ł	年間所得税額						Y 88 88	-		20				0	
J				年調	減税額	税額 (2)(4)									
1	年調減税額控除後の年調所得税額								,	(9−3	_			0	
I	控除外額						(2)(!	5	⅓-4				0	
I	年間年税額(「39-3」×102. 1							Α.	,	ක				0	
ì	差引超過額又は不足						2額			30				0	
ı			本年最後の給与から徴			収する税額に充当する金額			20						
ı			未払	収の税額に充当する金額				28							
ı	超過報	の精算				付する税額(2)(6) 本年中に適付する金額			23						
1			同上の	135						(3) (3)					
ŀ							翌年において還付する金額 いら徴収する金額				-				
1						越して徴収する金額				33	-				

B 【令和6年分 年末調整のしかた】

年調年税額の計算などの年末調整 手続の詳細については、こちらをご 覧ください。

給与所得控除後の給与等の金額を 求めるために必要な「年末調整等の ための給与所得控除後の給与等の金 額の表」などはこちらに掲載してい ます。

なお、こちらのページには以下の 情報についても掲載しています。

源泉徴収義務者の方用情報····C

「令和6年分年末調整チェック表」や 「令和6年分年末調整O&AIなど、源 泉徴収義務者の方が年末調整を行う上 で役立つ情報を掲載しています。

給与所得者(従業員)の方用情報…®

「年末調整を受ける際の注意事項」や 「各種申告書の記載例」などを掲載して いますので、年末調整について、従業員 の方へ説明する際にご活用ください。

◎ 年末調整における定額減税額の精算

本年の年末調整では、定額減税額(年調減税額)の控除を行うために**年調減税事務**を行う必要があります。**年調減税事務の手順は次のとおり**です。

※ 定額減税の概要については、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。 (定額減税特設サイト: https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm)



1

2

3

4

年調減税額の 控除対象者の 確認 年調所得税額から年調減税額を控除し、毎月の給与等から控除した定額減税額の精算を行う対象者は、原則として「年末調整の対象者」です。

※ 基礎控除申告書等により把握した給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方は、年調減税額の控除対象者ではありません。

申告書の受理 及び年調減税 額の計算 従業員の方から受理した扶養控除等申告書、配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書等に記載された、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者及び扶養親族の人数(いずれも居住者に限ります。)を確認し、年調減税額を次のとおり計算します。

年調減税額 = 本人分30,000円 + 同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円

年調減税額の

源泉徴収票へ

の表示

対象者ごとの年末調整における年調減税額の控除は、住宅借入金等特別控除後 の所得税額(年調所得税額)から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を 限度に行います。

※ 年調所得税額から年調減税額を控除するイメージは下段にある「年間の給与等に係る 税額の計算等」をご覧ください。

控除

源泉徴収票を作成する際は、その「(摘要)」欄に次の例のとおり記載します。

(例) 年調減税額が90,000円、実際に控除した年調減税額が80,000円、控除しきれなかった 金額が10,000円の場合

「源泉徴収時所得税減税控除済額80,000円、控除外額10,000円」

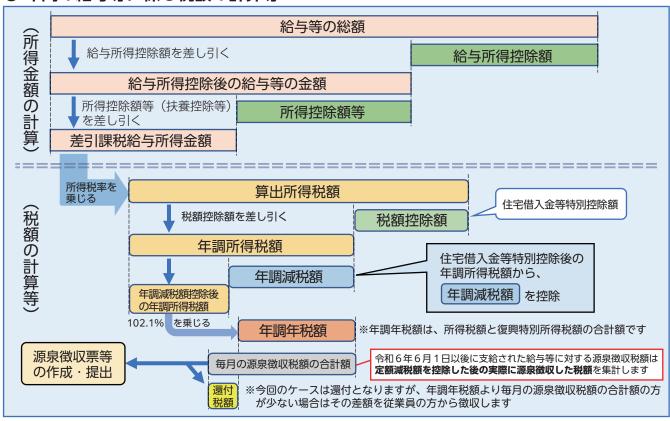
※ 合計所得金額が1,000万円超である従業員の同一生計配偶者分を加算の対象に含めた場合は、上記に加えて「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

また、控除しきれなかった金額がない場合は、「<mark>控除外額0円</mark>」と記載します。

年調減税事務の詳細については「令和6年分年末調整のしかた」をご覧ください。



◎ 年間の給与等に係る税額の計算等



◎ 所得税徴収高計算書(納付書)の記載例と税額の納付

○ 本年最後に支払う給与(賞与)について税額計算 を省略した場合の記載例



○ 過納額(172,174円)が12月中の源泉徴収税額 (134,282円)を超えるため、納付する税額がなく なった場合の記載例



《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額 の精算をした場合には、年末調整をした月分 の所得税徴収高計算書(納付書)にその内容 を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》

源泉所得税の納付手続には、税務署や金融機関の窓口での納付手続のほか、非対面で便利なキャッシュレス納付による納付手続があります。

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

なお、源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、 事前にe-Taxで徴収高計算書データ を作成・送信する必要があります。



12月に還付しきれなかった37,892円 (172,174円-134,282円)は、翌年1 月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

◎ 令和6年分の年末調整における主な改正事項

改正事項の詳細については 「源泉所得税の改正のあらまし」 をご覧ください。





- 令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除(**定額減税**)が実施されています。
- 〇 令和6年10月1日以後に提出する「**給与所得者の保険料控除申告書**」について、記載すべきとされる保険金の受取人等に係る情報のうち、申告者との続柄の記載を要しないこととされました。

◎ 法定調書に関するお知らせ

次のことを掲載 しているページ はこちらです。

- ④ 【令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】 源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。
- ® 【令和7年中に法定調書を30枚以上提出した場合の留意事項】

令和7年中に提出する法定調書の提出枚数が30枚以上(**)となった方は、令和9年に提出する法定調書を、e-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。該当する調書は、書面では提出できませんので、e-Tax等による提出のご準備をお願いします。

※ 30枚以上の判断は、調書の種類ごとに行います。

◎ 令和7年1月からの源泉徴収事務について

- <u>令和7年分の「源泉徴収税額表」の税額については、令和6年分から変更はありません。</u>

